

※ 赤字は協議会の意見を踏まえた修正箇所

平成24年度環境モニタリング計画（案）

1 水質モニタリング計画（案）

(1) 平成24年度水質モニタリング計画（案）

①調査地点

別図1及び別図2のとおり

②調査回数及び調査項目

別表（平成24年度水質モニタリング計画表（案））のとおり

(2) 平成23年度計画との変更点

平成23年度のモニタリングにおいて、新たに環境基準超過が確認された地点について、監視強化のため当該項目の測定回数を年4回から年6回とする。

熊原川流入直前のア-12の上流側(ア-21)において、1,4-ジオキサンが検出されていることから、監視強化のため、ア-12における1,4-ジオキサンの測定回数を年1回から年4回とする。

また、汚染状況の把握の参考とするため、pH、塩化物イオン、電気伝導率についても合わせた回数の測定とする。（既にア-27、29では、電気伝導率は常時観測しており、ア-29ではpH、塩化物イオンは6回実施、ア-12では4回実施している。）

アンダーラインが環境基準超過項目

	調査地点	測定項目	調査回数
遮水壁内地下水	ア-27（県境3）	<u>1,4-ジオキサン</u> 、pH、塩化物イオン	4回→ 6回
	ア-29（県境5）	<u>塩化ビニルモノマー</u>	
	ア-37（揚水井戸DW1）	<u>1,4-ジオキサン</u> 、pH、塩化物イオン、電気伝導率	
	ア-38（揚水井戸DW2）	<u>1,4-ジオキサン</u> 、ベンゼン、ほう素、pH、塩化物イオン、電気伝導率	
	ア-39（揚水井戸DW3）	<u>塩化ビニルモノマー</u> 、 <u>1,4-ジオキサン</u> 、ベンゼン、ほう素、pH、塩化物イオン、電気伝導率	
周辺	ア-12 （境沢末端（飯豊集落））	<u>1,4-ジオキサン</u>	1回→ 4回

2 有害大気汚染物質モニタリング計画（案）

調査地点※	調査回数	調査項目
県境境界 (A-1a) 敷地南側 (A-1b) 敷地西側 (A-1c)	4回/年	ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン

※ 調査地点は別図3のとおり

3 大気汚染物質モニタリング計画（案）

調査地点※	調査回数	調査項目
上郷地区 (A-2)	4回/年 (各回連続1週間)	窒素酸化物、浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質、 風向、風速、気温、湿度

※ 調査地点は別図4のとおり

4 騒音振動モニタリング計画（案）

調査地点※	調査回数	調査項目
上郷地区 (A-2) 田子地区 (A-4)	4回/年	騒音音圧レベル 振動加速度レベル（鉛直方向） 自動車交通量

※ 調査地点は別図4のとおり

